

入札説明書

令和8年度（仮称）第2期奈良県立学校施設長寿命化整備計画策定
業務委託

令和 8年 6月

奈良県教育委員会事務局学校支援課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」部門に登録していること。
- (2) 平成28年4月1日から公告日までに、公立学校施設に関する長寿命化整備計画策定業務の元請けとして履行した実績があること。
- (3) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (4) この業務を行う期間中、管理技術者（1名）担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。管理技術者については①、照査技術者は次に掲げる②～⑤のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が②、③は「都市及び地方計画」、④、⑤は「都市計画及び地方計画」であること。
 - ① 1級建築士
 - ② 技術士（総合技術監理部門（建設））
 - ③ 技術士（建設部門）
 - ④ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
 - ⑤ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）また、配置予定技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。
- (5) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下、「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規程による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議

開始の申立てをしていない者であること。

- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

(1) 郵便入札による入札書提出期間

入札書は、入札公告第3に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

(2) 入札書の提出について

ア 入札書は、書留郵便により提出してください。入札書等は二重封筒とし、表封筒に『<開札日>、<業務名>及び「入札書在中」』を朱書きし、入札書等を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理をしたもの）を表封筒に入れ、奈良県教育委員会事務局学校支援課長あての親展として、入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。

イ 一度、提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ウ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札執行回数は2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

再度（2回目の）入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続きに入ることがあります。

オ 上記エにより再度入札を行う場合がありますので、入札書等は2枚用意してください。1回目の入札用の入札書等と2回目の入札用の入札書等が区別できるよう、明示してください。

なお、再度（2回目の）入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式2）を提出してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札

に関する条件に違反した入札

- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を通知します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

5 競争入札参加資格確認申請書の確認

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次により提出してください。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式S1）

*建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第717号）第2条に基づく登録年月日及び登録番号を記載し、同規程第7条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙の写しを添付してください。

イ 配置予定技術者の資格等（様式S2）（様式S3）

*1の(3)に掲げる資格があることが判断できる管理技術者、照査技術者の資格等を様式S2に記載してください。また、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書面（個人代表者の場合は不要。）を添付してください。

ウ 履行実績の確認書類（テクリス・契約書等）

*入札公告第2の2（履行実績）が確認できる書類を提出してください。

- (2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期限 入札公告第3に記載のとおり

期限までに提出されない場合は失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

次順位以降の者が落札候補者となった場合の期限は、別途指示します。

- (4) 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

- (5) 提出書類の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 業務委託費内訳書に関する事項

- (1) この業務の入札において使用する「業務委託費内訳書」様式を作成していますので、業務委託費内訳書は必ずこの様式を使用してください。
- (2) 業務委託費内訳書は、業務区分ごとに金額を明示し、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。
- (3) 業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 業務委託費内訳書を提出しない場合
 - イ 業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合
 - ウ 業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合
 - エ 業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合
- (4) 提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。
 - * 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。
 - * 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

7 聞き取り

必要に応じて提出書類等について聞き取りを実施します。聞き取りに応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

9 技術者の配置

落札者は5の（1）のイに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

10 入札中止条件

この入札手続執行途中で、発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を中止すべきと判断したときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

11 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札公告第5の6に記載の提出先に電子メールで提出してください。

12 入札及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8502

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 長寿命化整備係

電話 0742-27-8979 (直通)